

国立国語研究所安全衛生管理委員会規程

平成21年10月 1日

国語研規程第18号

改正 平成21年11月25日

改正 平成28年 4月 1日

改正 平成28年 8月 4日

改正 令和 4年 4月 1日

改正 令和 5年 4月 1日

改正 令和 6年 4月10日

(目的)

第1条 国立国語研究所に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び国立国語研究所職員安全衛生管理規程（国語研規程第50号）第9条の規定に基づき、安全衛生管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 職員の危険及び健康障害の基本的な防止対策に関すること。
- (2) 職員等の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因究明及び再発防止対策に関すること。
- (4) 快適な職場の形成に関すること。
- (5) その他安全衛生管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 所長が指名する副所長
- (2) 管理部長
- (3) 産業医
- (4) 安衛法第12条第1項で規定される衛生管理者
- (5) 総務課長・財務課長・研究推進課長・業務支援室長
- (6) 職員の過半数を代表する者が推薦し、所長が指名する者 5人

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は契約期間とする。

- 2 前条第4号及び第6号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、管理部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長が不在のときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(結果の周知)

第8条 委員長は、委員会における審議の結果について、職員に周知するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

2 議事録及び重要事項の記録は3年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年11月25日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

2 この規程の適用後、最初の委員の任期は、第4条第2項の規定に関わらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。